

分会情報

J R 東海 労 大 阪 仕 業 検 査 車 両 所 分 会
No.180 2017. 4. 18
発行責任者 松本 幸一
編集責任者 教 宣 部

露口助役の再庫入れ、時系列等報告書の作成指示 によりウソの非違行為を報告したことが証明！！

4月8日、大阪仕業検査車両所で仕業検査時にチェックシートのチェック漏れがあり、露口正人助役が担当検査に状況も聞かずに仕業検査が終了した電車を再度、仕業庫に入れ直し、検査させる指示をしました。そしてその後、時系列等報告書の作成を指示したのです。

安全最優先なので再庫入れ・再検査も納得しますが、過去、非違行為として報告した管理者は同じ行動をとったのでしょうか？

田中 正雄 助役の陳述書（抜粋）

平成24年9月24日、N700系新幹線電車（Z29編成）の仕業検査を担当していた渡邊社員は、チェックシートの「舟体取付状態」のチェック欄の記入を行わなかったため、同月25日1時55分頃、仕業申告詰所において、私は渡邊社員に対して注意指導を行いました。

平野 光彦 助役の陳述書（抜粋）

平成24年11月20日、700系新幹線電車（C42編成）の仕業検査を担当していた渡邊社員は、作業実績書の前頭部外板点検の作業結果の記入を行わなかったため、同日22時27分頃、仕業申告詰所において、私は渡邊社員に対して注意指導を行いました。

しかし、この間の裁判の中で「チェックシートのチェック漏れがあっても再庫入れや時系列等報告書の作成指示はしていない」と証言しています。

本当にチェックシートのチェック漏れがあったなら今回、同様再庫入れし確認するはずです。それをしないということは裁判で証言された過去の非違行為の報告は嘘だった、偽証だった事を証明しています。また、時系列等報告書の作成も指示しなかったことも嘘だったことの補完にもなります。

まさか今回は「見せしめ」のためだったと言わないでしょうね！！